

「一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等」(通知)の一部  
の改正案の概要

平成 27 年 3 月  
環 境 省

## 1 改正の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第10条第1項(第15条の4の6第1項において読み替えて準用する場合を含む。)において、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出が同項第1号から第4号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならないこととされており、当該輸出の確認に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条及び第6条に規定する審査基準及び標準処理期間については、一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等(平成17年3月7日付け環廃産発第050307001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「通知」という。)で定められている。

廃棄物である石炭灰などを海外で再生利用するため輸出する場合は、本審査基準に基づく環境大臣の確認において、輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められるか等について審査受ける必要がある。その確認事項の一つとして、通知第二3(1)において、予定される収集運搬及び処分(再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方法が法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(以下「廃棄物処理基準」という。)に適合することとしている。

今般、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることとされたところ。

これを受け、審査において、輸出相手国における石炭灰などの取扱い状況についても考慮することとし、我が国の廃棄物処理基準に相当する輸出の相手国の基準に適合する場合についても、廃棄物処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認める事項として追加する通知の改正案を作成した。これは、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図るものである。

## 2 改正の内容

今般、通知の改正により、我が国の廃棄物処理基準に相当する輸出の相手国の基準に適合する場合についても、廃棄物処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認める事項として追加する。